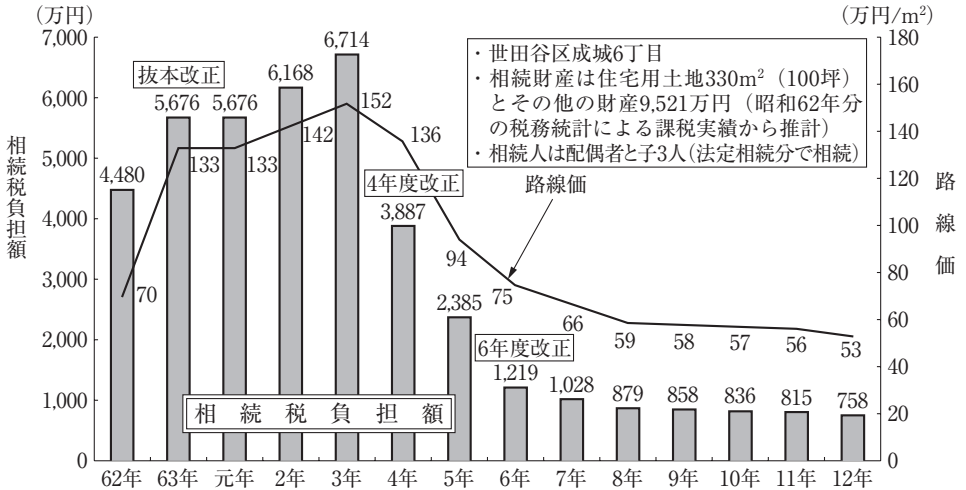


8 相続税

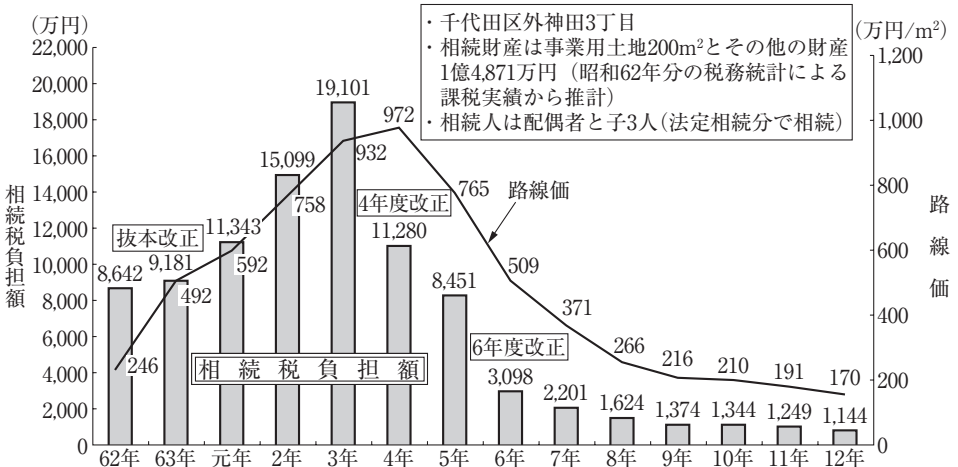
9-115 相続税の負担の推移（住宅地）（平成12年11月7日税制調査会）

相続税の負担の推移（住宅地）



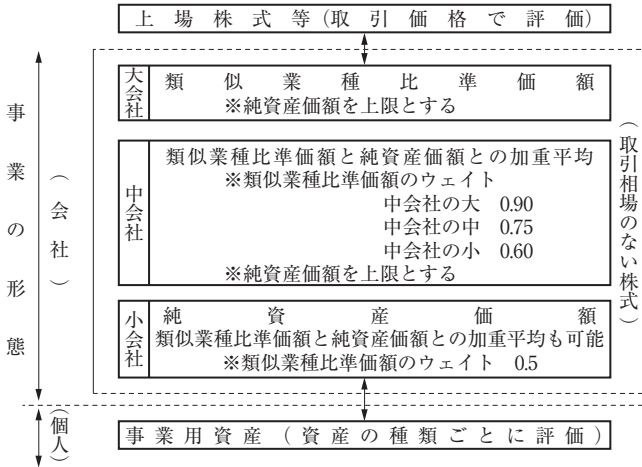
9-116 相続税の負担の推移（商業地）（平成12年11月7日税制調査会）

相続税の負担の推移（商業地）



9-117 株式評価方法の体系（原則）（平成12年4月7日税制調査会基本問題小委員会）

株式評価方法の体系（原則）



(出所) 税制調査会関係資料集。

(参考) 大・中・小会社の定義（平成12年4月7日税制調査会基本問題小委員会）

(参考) 大・中・小会社の定義

- (1) 従業員が100人以上の会社は、大会社とする。
- (2) 従業員が100人未満の会社は、次による。

○ 卸売業

取引金額	2億円未満	2億円以上 25億円未満	25億円以上 50億円未満	50億円以上 80億円未満	80億円以上
総資産価額及び従業員数	小会社	中会社 (L=0.60)	中会社 (L=0.75)	中会社 (L=0.90)	大会社
・8,000万円未満 又は10人以下	小会社				
・8,000万円以上 ・10人以下を除く		中会社 (L=0.60)			
・7億円以上 ・30人以下を除く			中会社 (L=0.75)		
・14億円以上 ・50人以下を除く				中会社 (L=0.90)	
・20億円以上 ・50人以下を除く					大会社

○ 小売・サービス業

取引金額	6,000万円未満	6,000万円以上 6億円未満	6億円以上 12億円未満	12億円以上 20億円未満	20億円以上
総資産価額及び従業員数	小会社	中会社 (L=0.60)	中会社 (L=0.75)	中会社 (L=0.90)	大会社
・5,000万円未満 又は10人以下	小会社				
・5,000万円以上 ・10人以下を除く		中会社 (L=0.60)			
・4億円以上 ・30人以下を除く			中会社 (L=0.75)		
・7億円以上 ・50人以下を除く				中会社 (L=0.90)	
・10億円以上 ・50人以下を除く					大会社

○ 卸売業、小売・サービス業以外の業種

取引金額	8,000万円未満	8,000万円以上 7億円未満	7億円以上 14億円未満	14億円以上 20億円未満	20億円以上
総資産価額及び従業員数	小会社	中会社 (L=0.60)	中会社 (L=0.75)	中会社 (L=0.90)	大会社
・5,000万円未満 又は10人以下	小会社				
・5,000万円以上 ・10人以下を除く		中会社 (L=0.60)			
・4億円以上 ・30人以下を除く			中会社 (L=0.75)		
・7億円以上 ・50人以下を除く				中会社 (L=0.90)	
・10億円以上 ・50人以下を除く					大会社

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-118 取引相場のない株式の評価方式 (平成12年4月7日税制調査会基本問題小委員会)

取引相場のない株式の評価方法

1 類似業種比準方式

$$\left(\begin{array}{c} \text{類似業種} \\ \text{平均株価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{B} \\ \text{C} \\ \text{D} \end{array} \right) \times 0.7$$

(配当)(利益)(簿価純資産) (調整割合)

$$A \times \left[\frac{\frac{\text{B}}{\text{B}} + \frac{\text{C}}{\text{C}} + \frac{\text{D}}{\text{D}}}{3} \right] \times 0.7$$

(B)、C及びDは評価会社の1株当たりの金額
B、C及びDは類似業種の1株当たりの金額

2 純資産価額方式

$$\frac{\left[\begin{array}{c} \text{総資産価額} \\ \text{(相評ベース)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{負債の} \\ \text{合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{※} \\ \text{評価差額に対する} \\ \text{法人税額等相当額} \end{array} \right]}{\text{発行済株式数}}$$

発行済株式数

※
 評価差額に
 対する法人
 税等相当額 = $\left[\begin{array}{c} \text{相続税評価} \\ \text{額による純} \\ \text{資産価額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{帳簿価額に} \\ \text{よる純資産} \\ \text{価額} \end{array} \right] \times 0.42$

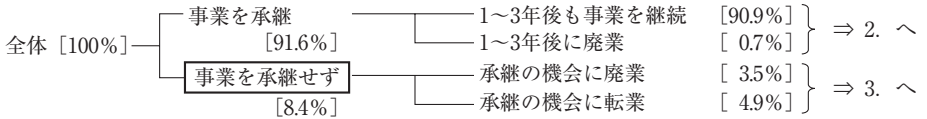
(出所) 税制調査会関係資料集。

9-119 個人事業者の事業承継を巡る問題 (「事業承継等に関するアンケート」より)

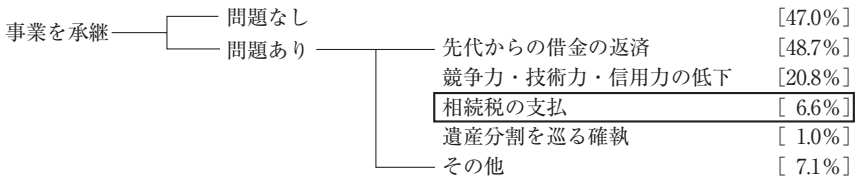
(平成11年12月10日税制調査会)

個人事業者の事業承継を巡る問題 (「事業承継等に関するアンケート」より)

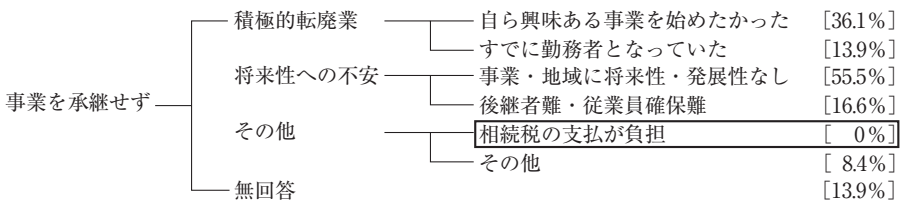
1. 事業承継の有無



2. 事業承継時の問題点 (事業を承継した者対象) <複数回答>



3. 事業を承継しなかった理由 (事業を承継しなかった者対象) <複数回答>



(注) 関東・甲信越地域の個人企業 (国民生活金融公庫取引先) が対象

(資料) 「事業承継等に関するアンケート(平成11年10月実施)(国民生活金融公庫総合研究所)より作成

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-120 取引相場のない株式の評価方法の改正(平成12年4月7日税制調査会基本問題小委員会)

取引相場のない株式の評価方法の改正

1. 類似業種比準方式の改正

<現 行>

類似業種比準株価

$$\times \frac{\text{配当比準値} + \text{利益比準値} + \text{純資産(簿価)比準値}}{3}$$

× 斟酌率

※ 斟酌率=0.7 (一律)

<改正案>

類似業種比準株価

$$\times \frac{\text{配当比準値} + 3 \times \text{利益比準値} + \text{純資産(簿価)比準値}}{3}$$

× 斟酌率

※ 斟酌率=0.5 (小会社)

=0.6 (中会社)

=0.7 (大会社)

(注) 利益比準値がゼロの場合には、分母を3とする。

2. 小会社の従業員基準の引下げ

<現 行>

会社規模区分の判定要素のうち小会社の従業員数基準は10人以下

<改正案>

従業員数基準につき10人以下 ⇒ 5人以下

(これに伴い、小会社の一部 ⇒ 中会社の小)

3. いわゆる2要素ゼロの会社の評価方法の改正

<現 行>

配当、利益、純資産(簿価)のうち、いずれか

2要素が3期(純資産については2期)連続ゼロの場合には、いずれの規模の会社も類似業種比準方式の利用は不可(純資産価額方式による評価)

<改正案>

類似業種比準方式の利用不可

⇒ 類似業種比準方式と純資産価額方式の併用(類似業種比準方式のウェイトは会社の規模にかかわらず25%)可能

(注) 3要素がゼロの場合は、純資産価額方式による。

○ 上記改正は平成12年分の相続税・贈与税から適用する予定

【評価方法の改正のイメージ】

項目	会社区分				大 会 社
	小 会 社	中 会 社			
		小	中	大	
類似業種比準方式のウェイト(Lの割合)	50%	60%	75%	90%	100%
斟 酌 率	0.7				

↓

項目	会社区分				大 会 社
	小 会 社	中 会 社			
		小	中	大	
類似業種比準方式のウェイト(Lの割合)	50%	60%	75%	90%	100%
斟 酌 率	0.5	0.6			0.7

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-121 贈与税の課税方式の種類 (平成12年7月税制調査会)

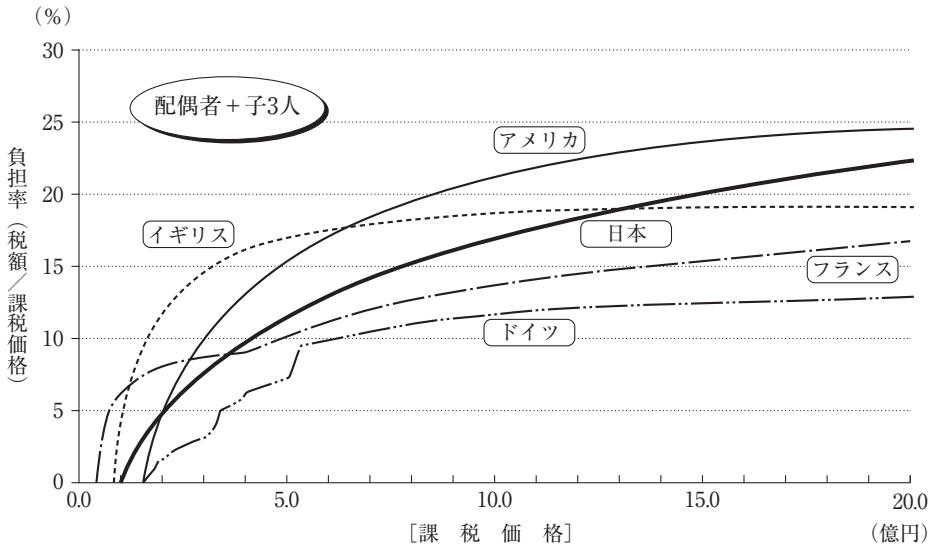
贈与税の課税方式の種類

	課税方法の概要	特色
一生累積課税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一生にわたる贈与を累積し、相続と合わせて課税 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各年ごとに累積贈与額に対する税額を納付(過年分納付額は税額控除) ・ 相続においては、納付贈与税額を控除 [例:アメリカ] 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的には、生前贈与を行っても、すべてを相続しても合計税負担額は変わらない。 ○ 一生にわたる贈与を管理する必要があるため、比較的執行が困難。
一定期間累積課税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定期間にわたる贈与を累積して課税 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各年ごとに過去一定期間内の累積贈与額に対する税額を納付(過年分納付額は税額控除) ・ 相続前一定期間内の贈与は、同様に累積して相続と合わせて課税する方式あり [例:イギリス、フランス、ドイツ] 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生前贈与と相続との間での中立性はある程度確保されるが、完全ではない。 ○ 税務執行は、一生累積課税方式ほど困難ではない。
暦年課税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暦年ごとにその年中の贈与を合計して課税 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続前一定期間内の贈与は、例外的に累積して相続と合わせて課税する方式あり [例:日本] 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生前贈与による租税回避を防止するため、贈与税負担を相続税負担より重くする必要。 ○ 税務執行は最も容易。

(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月14日)。

9-122 主要諸外国の相続税の負担率（平成11年10月15日税制調査会）

主要諸外国の相続税の負担率



(出所) 税制調査会関係資料集。

9-123 主要諸外国における相続税の概要 (平成11年9月21日税制調査会)

主要諸外国における相続税の概要

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	遺産取得課税方式 (法定相続分課税)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
課税客体	相続又は遺贈により 取得した財産	被相続人の死亡時にそ の所有に属していたす べての財産	被相続人の死亡時にそ の所有に属していたす べての財産	相続又は遺贈により取 得した財産	相続又は遺贈により 取得した財産
納税義務者	相続人又は受遺者	遺言執行者又は遺産管 理人	遺言執行者又は遺産管 理人	相続人又は受遺者	相続人又は受遺者
課税最低限 (配偶者と子3人)	9,000万円 8,000万円	1億5,340万円 7,670万円	8,870万円 4,435万円	1億6,080万円 8,040万円	3,600万円 1,800万円
最低税率	10%	(18%) 37%		7%	5%
最高税率	70%	$\left(\begin{matrix} 55\% \\ + \\ 5\% \end{matrix} \right)$ 55%	40%	30%	40%
税率の刻み数	9	(17)	1	7	7

(備考) 1 課税最低限は、相続人が配偶者と子3人の場合は、配偶者が遺産の1/2、子が残りの資産を均等に取得した場合の額で、相続人が子3人の場合は、子が遺産を均等に取得した場合の額である。

2 アメリカは税額控除方式を採用しているため、算出される税額が統合税額控除 (21.13万ドル≒2,493万円) 相当額以下となる遺産額 (65万ドル=7,670万円) 以下に適用される税率 (18%~34%) は、結果として最終的な税額には反映されない。また、遺産のうち1,000万ドル超、1,718.4万ドル以下 (≒11.8億円超、20.3億円以下) の部分については、55%の超過累進税率に5%の税率が加わり、その部分の税率は合計60%になる。

3 ドイツの税率は、第1階級 (配偶者及び子女等) の税率により、フランスの税率は、配偶者及び直系血族の税率によった。その他の相続人を考慮すると最高税率は、ドイツ50%、フランス60%である。なお、ドイツは、単純累進税率である。

4 邦貨換算は、次の率による。

1 ドル=118円、1 ポンド=192円、1 マルク67円、1 フラン=20円

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-124 主要国における相続税・贈与税の基本的仕組み (平成12年4月7日税制調査会)

主要国における相続税・贈与税の基本的仕組み

未定稿

相続税の課税方式	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
相続義務者	遺産取得課税方式 (法定相続分課税)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
納税義務者	相続人/受贈者	遺言執行人/贈与者	遺言執行人/贈与者	相続人/受贈者	相続人/受贈者
贈与税の課税方法/相続税との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暦年毎に課税 ・ 相続前3年以内の被相続人からの贈与は相続財産と合わせて課税(贈与税額は控除) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 贈与毎に過年分の贈与を累積して課税(過去の贈与税額は控除しない) ・ 生涯にわたる贈与を累積して、遺産と合わせて課税(贈与税額は控除) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去7年以内の贈与を累積して課税(過去の贈与税額は控除しない) ・ 相続前7年以内の贈与を累積し、遺産と合わせて課税(贈与税額は控除しないが、贈与から相続までの期間に応じて遺産税額を減減) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去10年以内の贈与を累積して課税(過去の贈与税額は控除) ・ 相続前10年以内の贈与を累積し、相続財産と合わせて課税(贈与税額は控除) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去10年以内の贈与を累積して課税(過去の贈与税額は控除) ・ 相続前10年以内の贈与を累積し、相続財産と合わせて課税(贈与税額は控除)
基礎控除	<p>〈相続税〉 5,000万円+1,000万円×法定相続人数/被相続人(贈与税)</p> <p>年間60万円/受贈者 配偶者については、法定相続分又は、1億6,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額までは税額控除</p>	<p>〈遺産税・贈与税(共通)〉 220,550ドル/被相続人(税額控除)</p> <p>※贈与については、年間10,000ドル/受贈者の基礎控除もあり</p> <p>※配偶者への財産の移転は非課税</p>	<p>〈相続税〉 223,000ポンド/被相続人(贈与税)</p> <p>年間3,000ポンド/贈与者</p> <p>※配偶者への財産の移転は非課税</p>	<p>〈相続税・贈与税(共通)〉 配偶者：600,000マルク 子 女：400,000マルク/相続人 その他：10,000～100,000マルク/相続人</p> <p>※相続については、別に、500,000マルクの配偶者控除あり</p>	<p>〈相続税〉 配偶者：400,000フラン 子 女：300,000フラン/相続人 独身の兄弟姉妹等：100,000フラン/相続人 その他：10,000フラン/相続人</p> <p>〈贈与税〉 配偶者：400,000フラン/受贈者 その他：基礎控除なし</p>
税 率	<p>〈相続税〉 10%～70% (9段階) (贈与税) 10%～70% (13段階)</p>	<p>〈遺産税・贈与税(共通)〉 37% (18%)～55% (55+5%) (8 (17) 段階)</p> <p>※税額控除方式を採用しているため、37%より低い税率区分は、最終的な税額に反映されない。</p> <p>※1,000万ドル～1,718.4万ドルの部分については、60%の税率が適用</p>	<p>〈相続税〉 40% (単一) (贈与税) 20% (単一)</p>	<p>〈相続税・贈与税(共通)〉 配偶者・子女：7%～30% (7段階) (7段階)</p> <p>※被相続人との続柄の親疎により3種類の税率表あり(最高50%)</p>	<p>〈相続税・贈与税(共通)〉 配偶者：5%～40% (7段階) 子 女：5%～40% (7段階)</p> <p>※被相続人との続柄の親疎により5種類の税率表あり(最高60%)</p> <p>※贈与税については、贈与者の年齢が75歳未満の場合は軽減税率あり</p>

(注) イギリスにおいて遺産と合わせて課税される贈与の対象は、贈与税の対象よりも広い。

(出所) 税制調査会関係資料集。

